

# 特記仕様書

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 1 事業番号 | 令和6年度 第1002号                      |
| 2 事業名  | 分収造林事業（木材生産）                      |
| 3 事業場所 | 高島市マキノ町在原地先<br>事業地 No.201 在原（ウコ谷） |
| 4 事業期間 | 自 契約締結日<br>至 令和6年11月29日           |

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

### 1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理(寸検、仕分け、保管)および搬出に必要となる森林作業道開設

施業区域面積：10.0 ha

伐採率：30%（本数率）

伐採率には、作業道開設による伐採も含む

搬出材積量：600 m<sup>3</sup>（A・B材）

森林作業道開設延長：1,400 m

河川横断工：一式

### 2 森林作業道の路網密度について

森林作業道の路網密度は原則として ha 当たり 200m以内とする。

路網密度が ha 当たり 200mを超し 250m以内となることが想定される場合は、事前に監督員と協議すること。この場合、伐採率が材積率 35%以内であることを証明するプロットを作成し、プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。

### 3 集積場（土場）

集積場（中間土場）として、県道533号線沿いの広場を借地する予定である。

使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

4 仮設道の設置について

3 集積場から当事業地への進入時に県道 533 号沿いを流れる竜田川を渡河する必要がある。渡河に係る仮設道の設置について、河川に濁水を流さないこと。また、河川増水の可能性がある場合は一時的に撤去すること。当事業完了後は仮設道撤去、現状復旧すること。

5 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

6 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

7 余剰材の取扱について

搬出材積について、適切な管理の下で契約数量に合致するように努めるものであるが、やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、取り扱いについて監督職員と協議すること。

8 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。

9 事業地境界について

事業地の境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、境界図で境界を復元すること。

10 許認可について

当事業地の法規制とその許認可の状況は以下のとおりである。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	該当なし
自然公園	該当なし
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし
法定外公共物占用	あり